

群馬県道路標識条例をここに公布する。

平成二十四年六月二十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第六十二号

群馬県道路標識条例

（趣旨）

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十五条第三項の規定に基づき、県道に設ける道路標識のうち案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法について定めるものとする。

（道路標識の種類及び番号）

第二条 この条例における道路標識の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）別表第一に定めるところによる。

（案内標識の寸法）

第三条 県道に設ける案内標識のうち次の表の上欄に掲げる案内標識の寸法は、それぞれ同表の下欄に定める寸法を基準とする。

案内標識		種類	番号	寸法
入口の方向	入口の方向			
(103—A)	縦一二〇センチメートル、横一二〇センチメートル			
(103—B)	縦一二〇センチメートル、横一二〇センチメートル			
(104)	縦一二〇センチメートル、横一二〇センチメートル			
(116の2)	縦九〇センチメートル、横六〇センチメートル			

待避所	非常駐車帯	駐車場	登坂車線	都道府県道番号	都道府県道番号	都道府県道番号	総重量限度緩和指定道路	総重量限度緩和指定道路
(116の3)	(116の4)	(117—A)	(117の2—A)	(118の2—A)	(118の2—B)	(118の2—C)	(118の3—A)	(118の3—B)
縦九〇センチメートル、横六〇センチメートル	縦九〇センチメートル、横六〇センチメートル	縦六〇センチメートル、横六〇センチメートル	縦六〇センチメートル、横一六〇センチメートル	縦三九センチメートル、横（案内標識の最大横幅をいう。）四五センチメートル	縦二四センチメートル（都道府県道番号の数字を囲む六角形の部分にあつては、二七センチメートル）、横（案内標識の最大横幅をいう。）八〇センチメートル	縦二四センチメートル（都道府県道番号の数字を囲む六角形の部分にあつては、二七センチメートル）、横（案内標識の最大横幅をいう。）八〇センチメートル	縦七〇センチメートル、横（案内標識の最大横幅をいう。）一〇〇センチメートル	縦七〇センチメートル、横（案内標識の最大横幅をいう。）一〇〇センチメートル

高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路	道路の通称名	道路の通称名	道路の通称名	道路の通称名
(118の4—A)	(118の4—B)	(119—A)	(119—B)	(119—C)	(120—A)
縦七〇センチメートル、横（案内標識の最大横幅をいう。）一〇〇センチメートル	縦七〇センチメートル、横（案内標識の最大横幅をいう。）一〇〇センチメートル	縦二四センチメートル、横（案内標識の最大横幅をいう。）八〇センチメートル	縦二四センチメートル、横（案内標識の最大横幅をいう。）八〇センチメートル	縦（案内標識の最大縦幅をいう。）八〇センチメートル、横二〇センチメートル	縦三〇センチメートル、横四五センチメートル

2 駐車場
 「
 (117—A)
 」
 を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、前項に規定する横寸法を同項に規定する寸法の二・五倍まで拡大することができる。

3 駐車場
 「
 (117—A)
 」
 、
 都道府県道番号
 (118の2—A)
 、
 総重量限度緩和指定道路

「
 (118の3—A・B)
 」
 、
 高さ限度緩和指定道路
 (118の4—A・B)
 及び
 まわり道
 (120—A)
 を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合においては、第一項に規定する寸法（前項に規定するところにより横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法）の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

4 登坂車線
 (117の2—A)
 、
 都道府県道番号
 (118の2—B・C)
 及び
 道路の通称名
 (119—A～C)
 を

表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、第一項に規定する寸法の一・五倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

5 道路の通称名
 (119—A～C)
 を表示する案内標識については、表示する文字の字数に

より第一項に規定する横寸法（道路の通称名
 (119—C)
 を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

第四条 県道に設ける案内標識のうち前条第一項の表の上欄に掲げる案内標識以外の案内標識で文字を表示するもの寸法は、当該案内標識に表示する文字（記号を表示する場合にあっては、文字及び記号）の大きさ、文字の字数並びに縁、縁線及び区分線の太さに応じた寸法とする。

2 前項に規定する案内標識に表示する文字及び記号の大きさ並びに縁、縁線及び区分線の太さは、次のとおりとする。

一 方面、方向及び道路の通称名の予告

(108の3)

、方面、方向及び道路の通称

名 (108の4) 及び 著名地点

(114-B)

を表示する案内標識以外の案内標識の文字の

大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（ローマ字にあつては、その二分の一の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを一・五倍、二倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度 (単位 キロメートル毎時)		文字の大きさ (単位 センチメートル)
四〇、五〇又は六〇	二〇	
三〇以下	一〇	

二 方面、方向及び道路の通称名の予告

(108の3)

及び 方面、方向及び道路の通

称名

(108の4)

を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、前号の

規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。

三 著名地点

(114-B)

を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートル

を標準とする。

四 市町村

(101)

、都府県

(102-A)

並びに 方面、方向及び距離

(105-A～C)

方面及び距離

(106-A)

、方面及び方向の予告

(108-A・B)

、方面及び方向

(108の2-A・B)

、方面、方向及び道路の通称名の予告

(108の3)

、方面、方向及び道

路の通称名

(108の4)

及び 著名地点

(114-A・B)

を表示する案内標識に、それぞれ市

町村章、県章及び公共施設等の形状等を表示する記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの一・七倍以下の大きさとする。

五 縁、縁線及び区分線の太さは、日本字の大きさの二十分の一以上の太さを基準とする。

（警戒標識の寸法）

第五条 県道に設ける警戒標識の寸法は、一辺四十五センチメートルを基準とする。

ただし、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、当該寸法の一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

（補助標識の寸法）

第六条 県道に設ける案内標識又は警戒標識に附置される補助標識の寸法は、縦十センチメートル以上、横四十センチメートル以上六十センチメートル以下を基準とす

る。ただし、その附置される案内標識又は警戒標識の拡大率と同じ比率で拡大することができる。

附 則

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年六月二十二日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第六十三号

群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例

群馬県屋外広告物条例（昭和三十九年群馬県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の三中「太田市」の下に「富岡市」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年十月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。